

岡山市電子町内会システム利用規約

1 目的

この規約は、「岡山市電子町内会運営要綱」に基づき、電子町内会システムの適正な利用を目的として、当該システムを利用する全ての者の責務及び遵守しなければならない事項を定めるものです。

2 定義

この要綱において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 利用会員

電子町内会に参加している町内会の構成員等で、ユーザID及びパスワードの交付を受けている者。

(2) 運営会員

岡山市電子町内会運営要綱3条1項から3項に定める各電子町内会の会長、管理者、編集委員をいう。

3 規約の範囲

この規約の他に、市から利用会員に対し発行する「岡山市電子町内会システム利用マナー」、「ウェブサイト指針」等で規定する利用上の決まり、その他の利用条件等の告知も、この規約の一部を構成するものとします。

4 利用の停止

利用会員が以下のいずれかに該当する場合、各電子町内会の管理者又はシステム管理者は、利用会員に予告又は通知することなく、利用を停止し、又はその他必要な措置を講ずることができるものとします。

ア 利用申請を行う者が実在しない場合

イ 利用申請の内容に虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合

ウ ユーザID又はパスワードを不正に使用し、又は使用させた場合

エ 転居、死亡等により、町内会の会員資格を喪失した場合

オ その他、利用会員として不適格と会長が判断した場合

5 責任の所在

町内会及び利用会員は、自らが行った一切の行為（利用会員の個人認証情報が第三者に使用されたことによって行われた一切の行為を含みます）とその結果について、一切の責任を負うこととします。

6 ユーザID・パスワードの管理及び譲渡の禁止

利用会員は、自己の責任において、本システムのユーザID及びパスワードを適切に管理するものとします。

また、いかなる場合も利用会員及び運営会員としての権利を第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共有することはできません。

7 登録情報の管理

町内会の定める方法で、電子町内会システムの利用会員を募るものとし、各電子町内会の管理者は利用会員の登録情報について厳重に管理することとします。

8 利用上の注意

電子町内会システムを利用する町内会は、岡山市電子町内会の目的を十分理解の上、利用会員及び運営会員が安心して電子町内会システムを利用できるように努めることとします。

(1) 電子町内会システムを利用して発信できる情報

町内会は、電子町内会の自主的な運営により、各種情報をウェブサイトに掲載したり、メールにより配信することができます。ただし、以下の基準のいずれかに該当する情報の掲載・配信及び以下のサイトへリンクすることはできません。

ア 公序良俗に反するもの

イ 他者を誹謗中傷するもの

ウ 他者に財産的不利益又は精神的苦痛を与えるもの

エ 個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

オ 不当な差別を助長するおそれのあるもの

カ 性的好奇心をそそるおそれのあるもの

キ 非行、犯罪を煽るおそれのあるもの

ク 特定の思想、宗教を流布若しくは攻撃するもの

ケ 候補者名や政党名、特定の候補者を当選させるために候補者の身分や経歴、支持政党などについての虚偽の内容、又は特定の候補者を当選させないため虚偽若しくは事実をゆがめた内容を書き込むもの

コ その他掲載又はリンクすることが好ましくないと市長が判断するもの

(2) 有料による企業や団体の広告掲載

有料による企業や団体等の広告や情報の掲載に関しては、電子町内会の目的の範囲内で、前項及び以下の基準を全て満たす場合に掲載又はリンクすることが可能です。なお、有料で広告や情報を掲載し、又はリンクする場合の収益は、電子町内会運営のための経費に充てることとし、「有料広告等掲載届（様式5）」により市長に届け出を行うこととします。

ア 公正で真実なもの

イ 受け手に不利益を与えないもの

ウ 地域経済の健全な発展に寄与するもの

エ 風俗営業及びこれに類しないもの

オ 児童及び青少年に悪影響を与えないもの

カ 宗教活動、政治活動、意見広告、個人の宣伝に該当しないもの

9 免責事項

(1) 町内会及び利用会員は電子町内会システムの利用により発生した一切の損害について、市に対しその責任を問わないこととします。

(2) 町内会及び利用会員は、電子町内会システムの利用により第三者に損害を与えた場合、

自己の責任において解決することとします。

(3) 町内会及び利用会員の不注意によって、第三者によりデータが改ざんされた場合、改ざんされたことにより生じた損害については、市に対しその責任を問わないこととします。

10 二次利用について

市長が認めた第三者は、市及び電子町内会の個人情報の取り扱いについての規約等を遵守した上で、電子町内会システムに掲載された情報を、無償で永続的に二次利用（講演会等での発表や新聞、雑誌への掲載許可など。複製・公開・送信・出版・翻訳・翻案・編集・転載等も含みます）することができるものとします。

11 参加費用

電子町内会システムの利用料等は不要ですが、通信に必要なパソコン等は町内会又は利用会員で用意するものとし、プロバイダ料、通信料、その他一切の費用等については町内会又は利用会員が負担するものとします。

12 使用容量

(1) 公開サイトにおける各町内会への使用容量の割当は **3000MB** とします。ただし、使用容量が **2000MB** を超えた町内会から申し込みがあった場合は、追加で **2000MB** の容量を割り当てることができます（様式6）。

(2) 公開サイトにおける各町内会への使用容量の割当は **2000MB** とします。

13 利用期間

電子町内会システムの利用期間は各年度の3月末までとします。ただし事前に通知のない場合は継続するものとします。

14 規約の変更

市は、必要と認めるときは、この規約に規定する条項を変更、削除し、又は新たな条項を追加することができるものとします。

15 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとします。

附則

この規約は平成16年1月15日から適用します。

附則

この規約は平成16年4月1日から適用します。

附則

この規約は平成17年12月1日から適用します。

附則

この規約は平成19年7月1日から適用します。

附則

この規約は平成29年4月1日から適用します。

附則

この規約は平成31年2月1日から適用します。

附則

この規約は令和4年4月1日から適用します。